

公募型プロポーザルの実施（公告）

県民向けパスポート取得支援業務委託の委託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを行うので公告する。

令和 7 年 4 月 28 日（月）

長崎県空港活性化推進協議会 会長 大石 賢吾

1 業務概要

- (1) 業務の名称 県民向けパスポート取得支援業務委託（以下「業務委託」という。）
- (2) 業務内容 県民向けパスポート取得支援業務委託プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）による
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日（火）まで

2 プロポーザルに参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれかに該当する者。なお、被補助人、被保佐人及び未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同項第 1 号の規定に該当しない者である。
- (2) 施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者のうち、3 年を限度として会長が定める期間を経過しない者
- (3) 提出書類及び添付書類に故意に虚偽の事項を記載した者
- (4) 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者
- (5) 原則として 1 年以上の営業実績を有しない者
- (6) この公告の日から見積執行期日までの間において、指名停止の措置を長崎県、国及び他の地方自治体から受けている者、又は受けることが明らかである者
- (7) 参加表明書の提出期限の日及び見積執行期日以前 6 か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡り小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者
- (8) 会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 475 条又は第 644 条の規定に基づく清算の開始、破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
- (9) この公告の日から見積執行期日の前日までの間において、長崎県が行う各種契約等からの暴力団等排除要綱に基づき排除措置を受けている者、又は受けることが明らかである者

3 関係資料の配布場所、期間及び方法

公告及び実施要領等の関係資料は、県の閉庁日を除く午前 9 時から午後 5 時まで 9 の場所で配布するほか、次に示す長崎県のホームページに令和 7 年 5 月 19 日（月）まで掲載して配布する。

<https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/other-bunrui/nyusatsu-other-bunrui/kokusaikanko-ny>

4 参加申込の方法等

プロポーザルに参加を希望する者は、以下によりプロポーザル参加資格の確認を受けなければならない。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 9 の場所
- (3) 提出物 ①第 1 号様式 参加表明書
②第 2 号様式 誓約書
③第 3 号様式 印鑑届
④第 4 号様式 委任状（委任の場合のみ。）

【添付書類】・参加事業所の所在地の都道府県税の未納がない証明書

- ・消費税及び地方消費税の未納がない証明書
- ・令和 7 年 4 月 28 日までに、当該業務と同種又は類似した業務について実績を証明する書類（任意様式、業務内容・金額等を確認できる契約書等）
- ・登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- ・営業概要書
- ・財務関係明細書

- (4) 提出部数 1 部
- (5) 提出期限 令和 7 年 5 月 19 日（月）午後 5 時まで（郵送の場合、提出期限までに必着のこと。）
- (6) プロポーザル参加資格の確認結果の通知

令和 7 年 5 月 21 日（水）までに申請書に記載された連絡先にメールで通知するとともに、書面でも通知する。

確認の結果、プロポーザル参加資格に適合するとされた者に限り、本プロポーザルに参加するために必要な技術提案書を提出することができる。

5 技術提案書の提出方法等

実施要領により、次のとおり提出すること。

- (1) 提出方法 持参又は郵送（書留）とする。なお、郵送の場合は、到着を確認すること。
- (2) 提出先 9 の場所
- (3) 提出物 技術提案書
- (4) 提出部数 6 部（正本 1 部、副本 5 部）
- (5) 提出期限 令和 7 年 5 月 23 日（金）午後 5 時まで（郵送の場合、提出期限までに必着のこと。）

6 技術提案書の審査

業務委託に係るプロポーザル審査委員会において、提出された技術提案書に基づく参加者による対面プレゼンテーション審査を行い、最優秀提案者と次点者を選定する。

7 契約の締結

長崎県財務規則（昭和 39 年長崎県規則第 23 号）の規定に準じ、最優秀提案者と業務委託についての契約締結の交渉（見積執行）を行う。なお、最優秀提案者との契約が成立しない場合には、次点者と契約締結の交渉を行う。

8 契約保証金

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 長崎県空港活性化推進協議会を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）の 100 分の 10 以上）を締結し、その証書を提出する場合

イ 見積執行期日の前日から前々年度までの間において、長崎県空港活性化推進協議会、長崎県若しくは他の地方公共団体又は国との間に、当該契約とその種類及び規模をほぼ同じくする契約の履行完了の実績が 2 件以上あり、その履行を証明するもの（2 件以上）を提出する場合

9 プロポーザルに関する事務を担当する機関の名称等

（住所）〒850-8570 長崎市尾上町 3 番 1 号 長崎県庁 5 階

（名称）長崎県空港活性化推進協議会（長崎県文化観光国際部インバウンド推進課内）

（電話）095-895-2642 （ファクシミリ）095-826-5767

10 その他

- （1）手続きにおいて使用する言語、通貨及び単位等は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定める単位に限る。
- （2）この調達契約は、世界貿易機関（WTO）協定の一部として、附属書 4 に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受けるものではない。
- （3）本公告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令及び長崎県財務規則に準じるものとする。